

# 処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第103条第6項
処 分 の 概 要：運転免許を受けることができない期間の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法施行令第38条第6項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）
処 分 基 準：運転免許の欠格期間の指定の基準は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：